

佐世保市包括的支援事業業務委託契約書

佐世保市（以下「甲」という。）と【法人名】（以下「乙」という。）とは、介護保険法第115条の4第1項第2号から第5号に規定する包括的支援事業の業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結日から平成27年3月31日までとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、別紙1「佐世保市包括的支援事業業務仕様書」により業務を誠実に実施するものとし、業務の実施にあたっては、乙は甲の指示に従わなければならない。

（履行場所）

第4条 この契約の履行場所は、佐世保市〇〇地域包括支援センター（以下「センター」という。）及びセンターの管轄地域とする。

（委託料）

第5条 甲は、委託料として、次の各号に掲げる額を支払う。ただし、第8条の規定による精算の結果、乙のセンター事業費が委託料の額に満たない時は、当該センター事業費をもって委託料の額とする。

(1) 人件費 〇〇〇〇円

(2) 事務費 〇〇〇〇円

2 委託料の支払いは、四半期ごとの分割払い（均等額）とし、乙は、委託料を、各四半期の当初に、甲に請求するものとする。

3 乙は、第1項第3号に掲げる額を実績に応じ、一定期間毎に請求するものとする。

4 甲は、前2項の定めるところにより適法な請求を受けたときは、30日以内に乙に支払うものとする。

（経理）

第6条 乙は、センター事業費を他事業の経費と区分して整理し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

（事業報告）

第7条 乙は、毎月の事業報告書を翌月15日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に関わらず、事業の実施中における事故が発生したときは、直ちに必要な処置をとるとともに、その行った処置等を速やかに甲に報告しなければならない。

（事業費の会計報告及び委託料の精算）

第8条 乙は、センター事業費の収支の内訳を明らかにした会計報告書を契約期間終了後30日間以内に甲に提出するものとする。

2 前項に規定する会計報告書を提出する場合において、乙は、別紙2「精算方法」に基づき、会計報告書を作成しなければならない。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合、乙に損害があっても甲は乙に対しその損害を賠償しない。

③ 第1項第5号に定める場合を除き、甲が契約を解除したときは、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙から徴収するものとする。

④ 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲が乙に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

⑤ (疑義の決定)

第14条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市長 朝 長 則 男

乙 佐世保市〇〇町111
【法人名】
理 事 長 〇 〇 〇 〇